

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 4 4 号

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 4」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

第 1 3 条の 6 中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

第 1 3 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 4」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

第 1 3 条の 6 の 1 0 中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 1 3 条の 1 0 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 4」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

第 1 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改め、同条第 2 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同条第 3 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

第 1 9 条の 4 第 1 項各号列記以外の部分中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 2 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同条第 3 項および第 4 項各号列記以外の部分中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 5 項中「6 5 万円」を「6 6

万円」に，「２４万円」を「２６万円」に改め，同条第６項中「６５万円」を「６６万円」に改める。

附 則

- １ この条例は，令和７年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第１３条第１項，第１３条の６，第１３条の６の５第１項，第１３条の６の１０，第１３条の１０第１項，第１９条および第１９条の４の規定は，令和７年度以後の年度分の保険料について適用し，令和６年度分までの保険料については，なお従前の例による。